

## 神戸市介護保険条例施行規則の一部改正について（概要）

### 1. 趣旨

令和7年度税制改正により、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。これにより、介護保険料算定の基礎となる合計所得金額が引き下がり、保険料収入が減少することが想定されます。

国は、第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）の保険料収入の減少を防ぐべく、令和8年度に限り税制改正の影響を遮断するため介護保険法施行令を改正し（令和7年12月公布、令和8年4月施行）、介護保険料算定の基礎となる合計所得金額については令和7年度税制改正前の算定方法による旨の特例を設けています。また、これに伴って、神戸市介護保険条例（平成12年3月条例第98号。以下、「条例」という。）においても必要な条例の改正を行いました。

改正後の介護保険法施行令及び条例が、本来は非課税である被保険者やその世帯に及ぼす影響を鑑み、本市において、以下のとおり神戸市介護保険条例施行規則を一部改正して保険料の減免を行います。

### 2. 規則改正の内容

(1) 介護保険法施行令または条例の特例により、令和8年度市民税が非課税であるにもかかわらず、介護保険上では令和8年度の保険料算定において課税とみなされていることが、保険料の減免の対象となる特別の理由（条例第23条第3号）に該当することを定めます。

なお、減免対象については、国が令和7年度市民税非課税を対象としているところ、本市では対象を拡大して、令和7年度の課税状況は問わないこととします。

(2) 上記(1)に該当する者の令和8年度分の保険料については、市民税非課税として判定した場合の保険料段階に相当する額となるよう減額することを定めます。

(3) 条例第24条第1項ただし書きに基づき、この減免は申請によらず職権で行えることを定めます。

### 3. 施行予定日

令和8年6月1日（予定）